

4. 今後の取組

(1) 次年度の取組について (案)

令和7年3月10日
熊本県地方協議会 事務局
九州運輸局熊本運輸支局
熊本労働局
(公社) 熊本県トラック協会

熊本県地方協議会 今後の取り組み方針

【アンケート結果「E. まとめ」抜粋】

1. 運賃交渉について

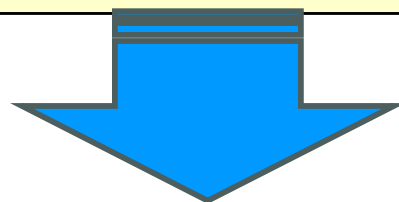
- ・運賃交渉の状況からも荷主との運賃交渉において必ずしも希望どおりにはなっていない場合もある
 - ・標準的な運賃からの乖離、燃料サーチャージの収受が難しい状況
- **a.標準的な運賃の浸透、運送契約の書面化など、運賃の改善に向けた取組が必要**

2. ガイドラインの認知度と理解度

- ・荷主、運送事業者の7～8割が「知っている」と回答したが内容の理解は3割未満
- **b.ガイドラインの内容の認知度・理解度を向上させる取組が必要**

3. 「実施が必要な事項」の取組状況、ヒアリング調査からの事例より

- ・短期的な取組は進んでいるものの、長期的な対策やハード・ソフト面の対策が必要な取組は遅れている
 - ・荷主と運送事業者が意思疎通を図り、一体となって協力しWIN－WINの関係になるように取組む
 - ・一律の改善基準告示の設定が厳しく遵守が難しい
- **c.短期的な取組の更なる充実を促す取組、長期的な取組についても周知を行う取組が必要**
- **d.荷主と運送事業者が協働して取り組むことの必要性を周知する取組が必要**
- **e.改善基準告示の内容理解と告示の範囲内での運送に対する理解の増進が必要**



熊本県地方協議会 今後の取り組み方針

【アンケート結果を踏まえた取組の方向性】

a. 標準的な運賃の浸透、運送契約の書面化
など、運賃の改善に向けた取組

b. ガイドラインの内容の認知度・理解度を
向上させる取組

c. 短期的な取組の更なる充実を促す取組、
長期的な取組についても周知を行う取組

d. 荷主と運送事業者が協働して
取り組むことの必要性を周知する取組

e. 改善基準告示の内容理解と告示の
範囲内での運送に対する理解の増進

【令和7年度取り組み方針（案）】

運送事業者・荷主向けの法改正説明会、
セミナー等による周知活動

運送事業者・荷主等への直接訪問による
周知活動

ホワイト物流推進運動の周知及び
運動への賛同依頼の継続

改善基準告示の周知及び
遵守状況の確認

熊本県地方協議会 今後の取り組み方針

・熊本県地方協議会の検討テーマ（対象輸送分野）は、引き続き「**加工食品、飲料・酒**」「**農産物**」とする。
長時間労働などの課題の早期改善及び荷主・運送事業者間で改善に向けた協議が実施しやすい環境づくりに向け以下に取り組む。（必要に応じ見直し）

＜具体的な取り組みの方針＞

運送事業者・荷主企業等に対する法制度の周知

- ・「標準的な運賃」制度や、令和7年4月から施行される関係法令などについて、理解を深めるため、講習開催等により周知を図る

運送事業者・荷主企業等への訪問

- ・県内の運送事業者・荷主企業等に対して、労働時間改善や生産性向上に向けた取り組み状況を訪問により聞き取り、好事例を収集・普及促進に取り組む

「ホワイト物流」推進運動への参加呼びかけ

- ・荷主や運送事業者が開催する会議など、機会を捉えてホワイト物流推進運動への参画に向けて、呼びかけを行う

改善基準告示の周知及び遵守状況の確認

- ・改正労働基準法等の内容を含む労働時間に関する法制度等の周知・理解に向けて、労働局・労働基準監督署において機会を捉えて周知を行う
- ・運送事業者を訪問し、労働時間等の労働条件について調査し、問題点について助言指導を行う